

事務所だより6月

2023(R5)

Vo.159

I 令和6年4月から労働条件明示ルールが改正へ

令和6年4月より労働基準法施行規則等の改正に基づき、労働条件明示のルールが変更になります。変更内容と注意点についてご紹介します。

◆労働条件明示事項が追加に

今回の変更により、以下のように、労働契約の締結・更新のタイミングで労働条件明示事項が追加されます。①全ての労働契約締結時と有期労働契約の更新時 - 就業場所・業務変更の範囲の明示②有期労働契約の締結時と更新時 - 通算契約期間や更新回数の上限などの更新上限の有無と内容を明示③無期転換ルール（同一企業との間で有期労働契約が通算5年を超えたときに、労働者の申込で無期労働契約となること）に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時 - 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件を明示 ①については「雇入れ直後」の就業場所・業務に加えて、将来の配置転換等によって変わり得る就業場所・業務の範囲の明示が必要となりますので、改正に適用した労働条件通知書となるよう、書式を見直しておく必要があります。また、②、③に関しては会社の方針を踏まえしっかりと説明する必要があります。労働条件通知書の見直しについては弊社までご相談ください。

【厚生労働省「労働条件明示改正リーフレット」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080267.pdf>



連載コラムNo. 31

「NISA」と「iDeCo」の違いは？

連載コラムNo. 29、No. 30にわたって「NISA」と「iDeCo」についてそれぞれの特徴のご紹介をしてきました。今回は「NISA」と「iDeCo」の違いについてご紹介していきます。

◆「NISA」と「iDeCo」の違い

「NISA」に「iDeCo」、特に「NISA」は制度が2024年から恒久化されることにより、より魅力的な投資になります。どちらも上手に組み合わせて活用できるのが理想ですが、毎月の投資額には限度があるのが現状です。そこでそれぞれの違いを確認して、判断することが必要です。「iDeCo」は掛金が全額所得控除になりますので一定の所得があり、住民税や所得税を払っている場合はまずは「iDeCo」から始めるメリットは大きいかもしれません。しかしながら、「iDeCo」には60歳まで引き出せないという特徴も持ち合わせていますので、余裕のある範囲で行うことが必要です。また、今後結婚や子育て、住宅購入等、大きなイベントがいくつもある場合には60歳まで引き出すことができない「iDeCo」よりも、まずは「NISA」の方が利用しやすいかもしれません。また、「NISA」口座から発生した運用益は扶養の判定となる所得には加算されないで「iDeCo」で税のメリットが感じられない場合にも利用しやすいでしょう。すでに「iDeCo」を活用しており、上限額抛出している場合は今後のライフイベントや所得状況等を見直した上で、「NISA」の活用も念頭においてよいかもしれません。いずれを始めるにしても将来の目標や使う目的を明確にし、両制度を活用して行きましょう。



桜事務所LINE公式アカウント
お友達登録して
スタンプ送ってください!!

トークお気軽に何でもお問い合わせください



II 「働き方改革推進支援助成金」の活用へ

令和2年度より、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されています。より良い職場環境づくりの為に、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースが活用できるかもしれません。助成金の概要についてご紹介します。

◆労働時間短縮・年休促進支援コース概要

労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であり、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則を整備していることなどが助成金受給の条件になります。これに併せて、以下の3つの「成果目標」のうち、1つ以上の達成を目指して取組む必要があります。①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を減らすこと②新たに年次有給休暇の計画的付与制度を導入すること③時間単位での年次有給休暇の新たな導入と、新たに特別休暇（教育訓練休暇、ボランティア休暇等）を導入すること 助成対象となる取組に要した経費の一部が助成されます。「成果目標」の達成状況に応じて助成額は異なりますが、最大730万円が助成されます。助成対象になる取組は、労働管理者への研修や労働者への研修、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定の作成や変更、労務管理ソフトウェア等の購入などがあり、これらの取組の中から1つ以上を実施する必要があります。交付申請書の提出は11月30日(木)〆切となっています。国の予算額に制約がありますので早めの申請をお勧めします。

【厚生労働省令和5年度「働き方改革推進支援助成金」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082516.pdf>